

福山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 28 年 2 月

福山港港湾管理者

広 島 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成10年 2月 福山港地方港湾審議会
- ・平成10年 3月 港湾審議会第165回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成12年 2月 福山港地方港湾審議会
- ・平成12年12月 福山港地方港湾審議会
- ・平成14年 3月 福山港地方港湾審議会
- ・平成19年 1月 福山港地方港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 8月 福山港地方港湾審議会
- ・平成25年 5月 福山港地方港湾審議会
- ・平成25年 6月 交通政策審議会第52回港湾分科会
- ・平成26年 2月 福山港地方港湾審議会

の議を経た福山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
2 水域施設計画	3

変更理由

- 1 立地企業の要請に対処するため、鋼管地区の専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 鋼管地区

立地企業の要請に対処するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 11 m 岸壁 2 バース 延長 470 m [新規計画]

水深 7 m 岸壁 2 バース 延長 210 m [新規計画]

水深 7 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

水深 6 m ドルフィン 1 バース [新規計画]

2 水域施設計画

専用埠頭計画に対応するため、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

2-1 泊地

鋼管地区

水深 11 m 面積 1 ha [新規計画]

水深 7 m [新規計画]

水深 6 m 面積 1 ha [新規計画]

2-2 航路・泊地

鋼管地区

水深 11 m [新規計画]

福山港港湾計画位置図



